

参 考 資 料

（資産課税等）

目

次

○ 相続税・贈与税

・ 平均寿命の推移	1
・ 家計の金融資産残高の推移	2
・ 外国為替制度改正の経緯（概要）	3
・ 在外邦人数の推移	4
・ 相続税の超過累進税率	5
・ 相続税の実際の負担（個人で電器店を営むAさんのケース）	6
・ 相続税の実際の負担（上場企業役員Bさんのケース）	7
・ 相続税の実際の負担（個人で本屋を営むCさんのケース）	8
・ 相続税の課税価格階級別の課税件数と課税価格の構成比（平成9年分）	9
・ 相続税の課税件数と税額の累積割合（平成9年分）	10
・ 相続税の財産種類別構成割合	11
・ 相続税の主な改正	12
・ 相続税の課税状況の推移	13
・ 課税価格階級別の相続税負担率の比較（昭和62年と平成9年）	14
・ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）	15
・ 平成12年度の税制改正に関する答申（抄）	16
・ わが国における相続税の納税義務の範囲（12年度改正前）	18

・ 課税対象拡大の範囲（12年度改正後）	19
・ 相続税の延納制度の概要	20
・ 我が国の相続税の沿革	21
・ 我が国の贈与税の課税体系の沿革	22
・ 生命保険金に係る課税状況の推移	23
・ 退職金に係る課税状況の推移	24
・ 贈与税の課税方式の種類	25
・ 株式評価方法の体系（原則）	26
・ 取引相場のない株式の評価方式	26
・ 取引相場のない株式の評価方法の改正	28
○ その他の資産課税等	
・ 登録免許税法の沿革（主要な改正）	29
・ 国税収入・登録免許税収入の推移	30
・ 集団投資スキームと登録免許税・不動産取得税等（現行）	31
・ 企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向	32
・ 主な商業登記に対する登録免許税の税率	33
・ 印紙税法の沿革（主要な改正）	34
・ 印紙税法の主な改正内容	35
・ 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の概要	36

・ 地価税の概要	37
----------------	----

○ 税収

・ 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）	38
・ 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税＋ 地方税）	39

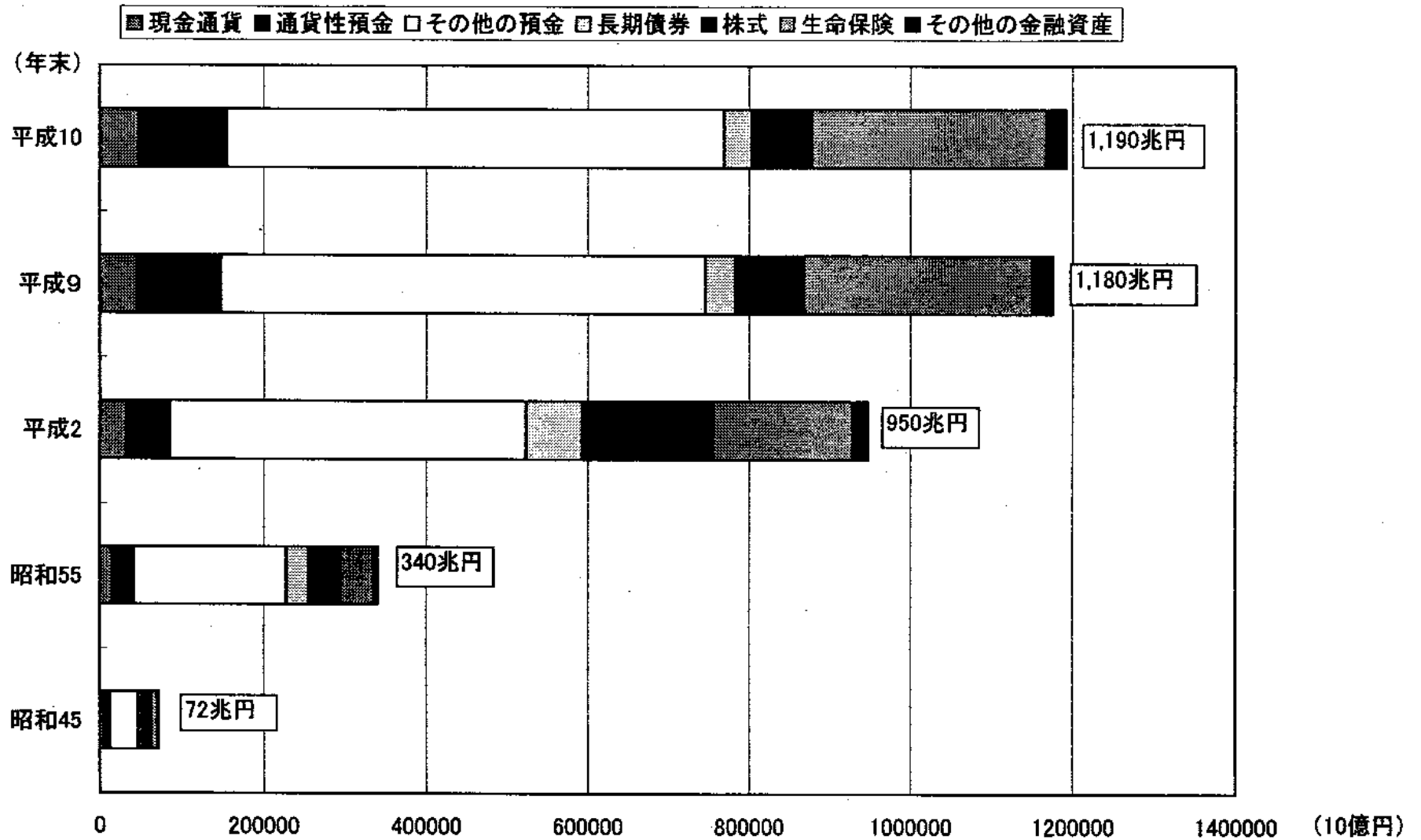
平均寿命の推移

暦 年	男	女
	歳	歳
昭和 22 年	50. 06	53. 96
昭和 30 年	63. 60	67. 75
昭和 35 年	65. 32	70. 19
昭和 40 年	67. 74	72. 92
昭和 45 年	69. 31	74. 66
昭和 50 年	71. 73	76. 89
昭和 55 年	73. 35	78. 76
昭和 60 年	74. 78	80. 48
平成 2 年	75. 92	81. 90
平成 7 年	76. 38	82. 85
平成 10 年	77. 16	84. 01

(注) 平成 10 年は簡易生命表、それ以外は完全生命表による。

(資料)「生命表(厚生省)」より作成

家計の金融資産残高の推移



(資料)経済企画庁「国民経済計算」。

外国為替制度改正の経緯（概要）

- 1980 年 12 月 外為法の全面改正実施
 - ・ 対外取引の原則自由化
 - 対外送金の許可制廃止（ただし、500 万円相当額超の寄附・贈与は要許可）、海外不動産取得の事前届出制廃止、指定証券会社を経由する証券取得を原則自由化
 - （注）為銀主義、一部の届出・事前許可は残る

- 1986 年 5 月 外為法の一部改正実施
 - ・ オフショア市場の創設（86 年 12 月）

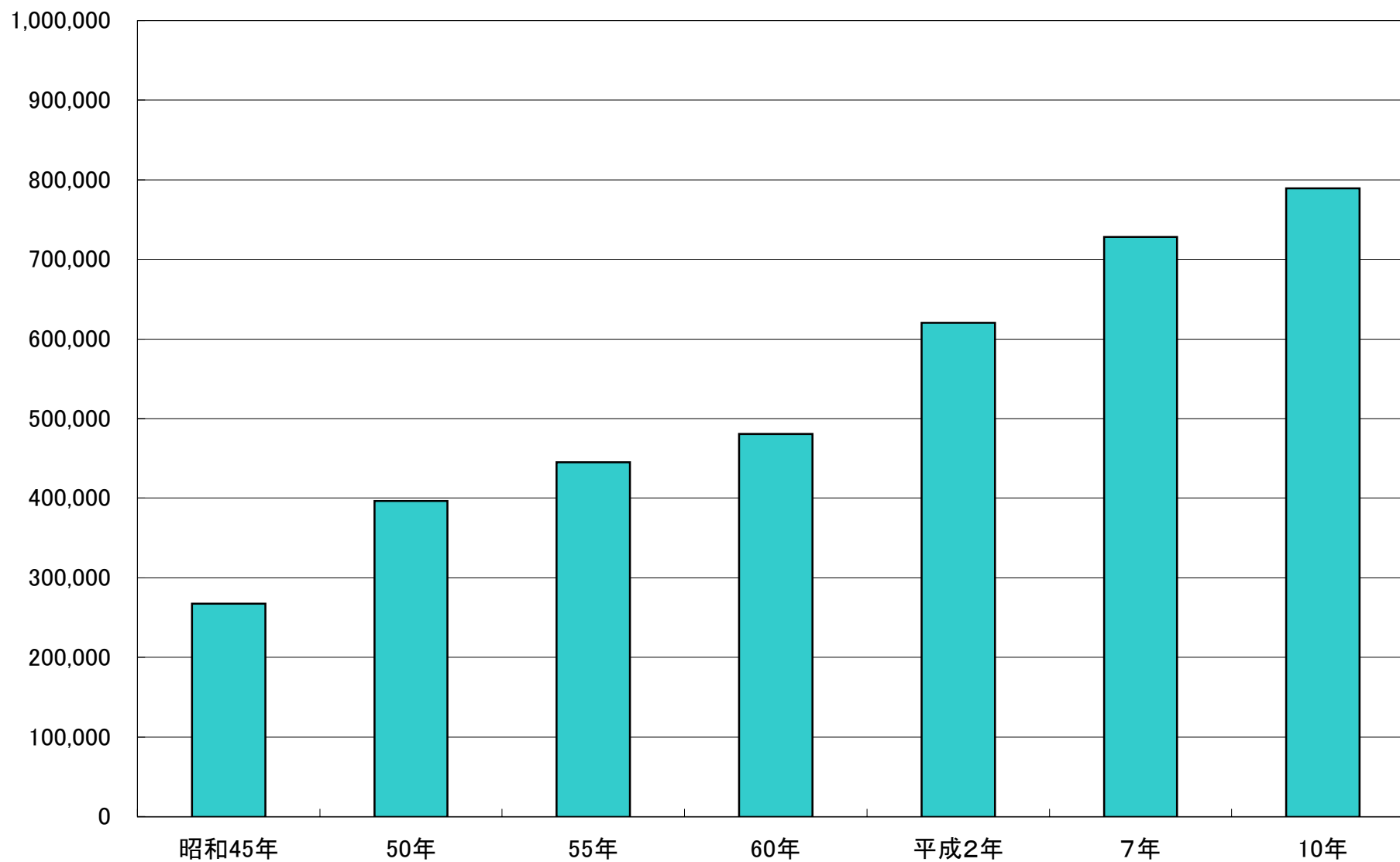
- ・ 89 年～ 累次、居住者海外預金・海外送金の許可基準緩和
 - ・ 寄附・贈与のための海外送金の自由化
 - ・ 500 万円相当額以下は許可不要（従前）→ 1,000 万円相当額以下は許可不要（95 年 7 月）
 - ・ 居住者海外預金の自由化
 - ・ 500 万円相当額以下は許可不要（89 年 7 月）→ 1 億円相当額以下は許可不要（94 年 3 月）
 - 2 億円相当額以下は許可不要（96 年 4 月）

- 1998 年 4 月 外為法の抜本的改正実施
 - ・ 内外資本取引等の事前許可・届出制の原則廃止
 - 海外預金保有、対外送金、クロスボーダーの証券取引等の自由化
 - ・ 外国為替業務の自由化
 - 外国為替公認銀行、両替商制度の廃止 等

国外送金等に係る調書提出制度の創設

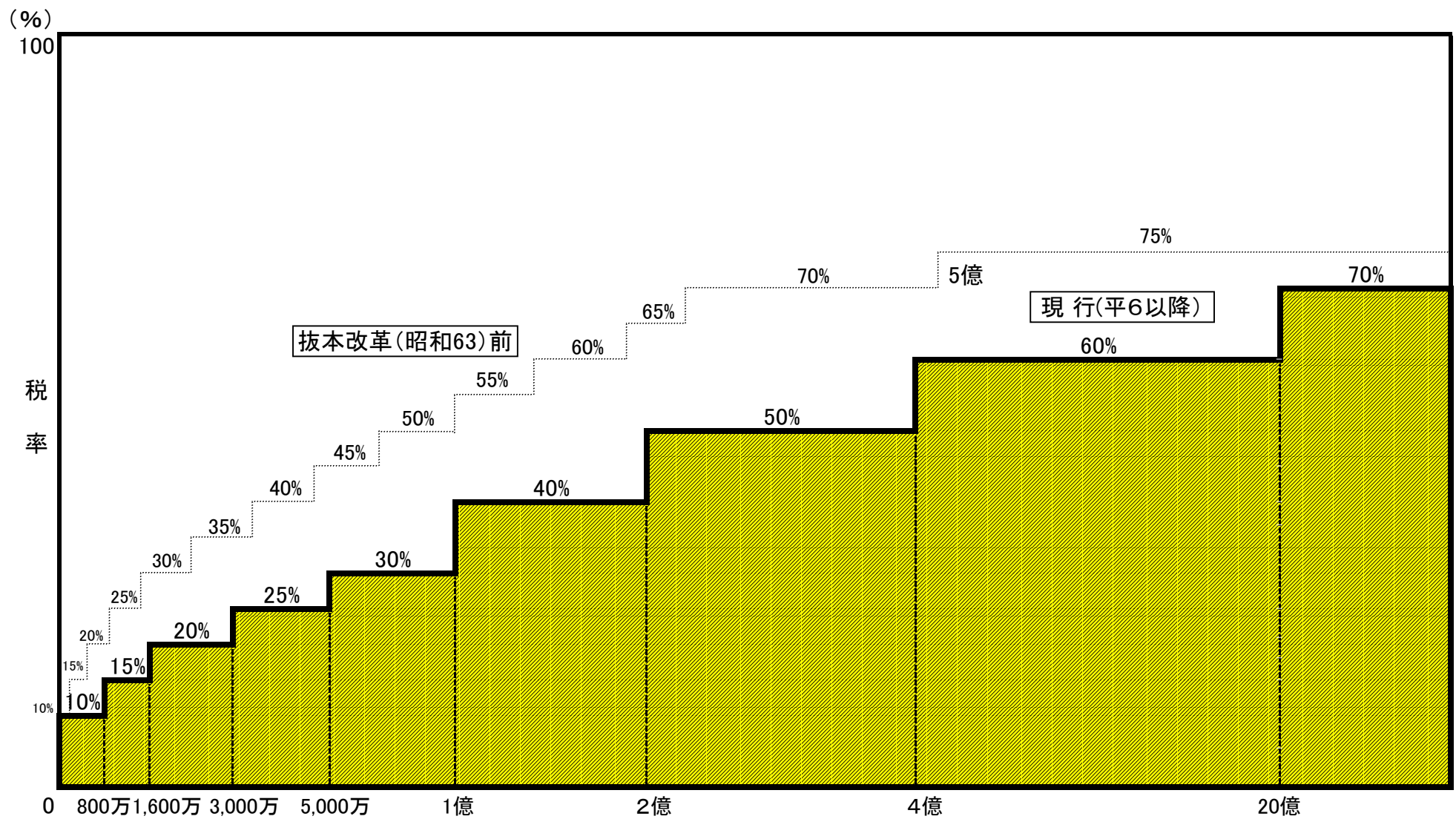
在外邦人数の推移

(万人)



(資料)「日本統計年鑑(総務庁統計局)」より作成

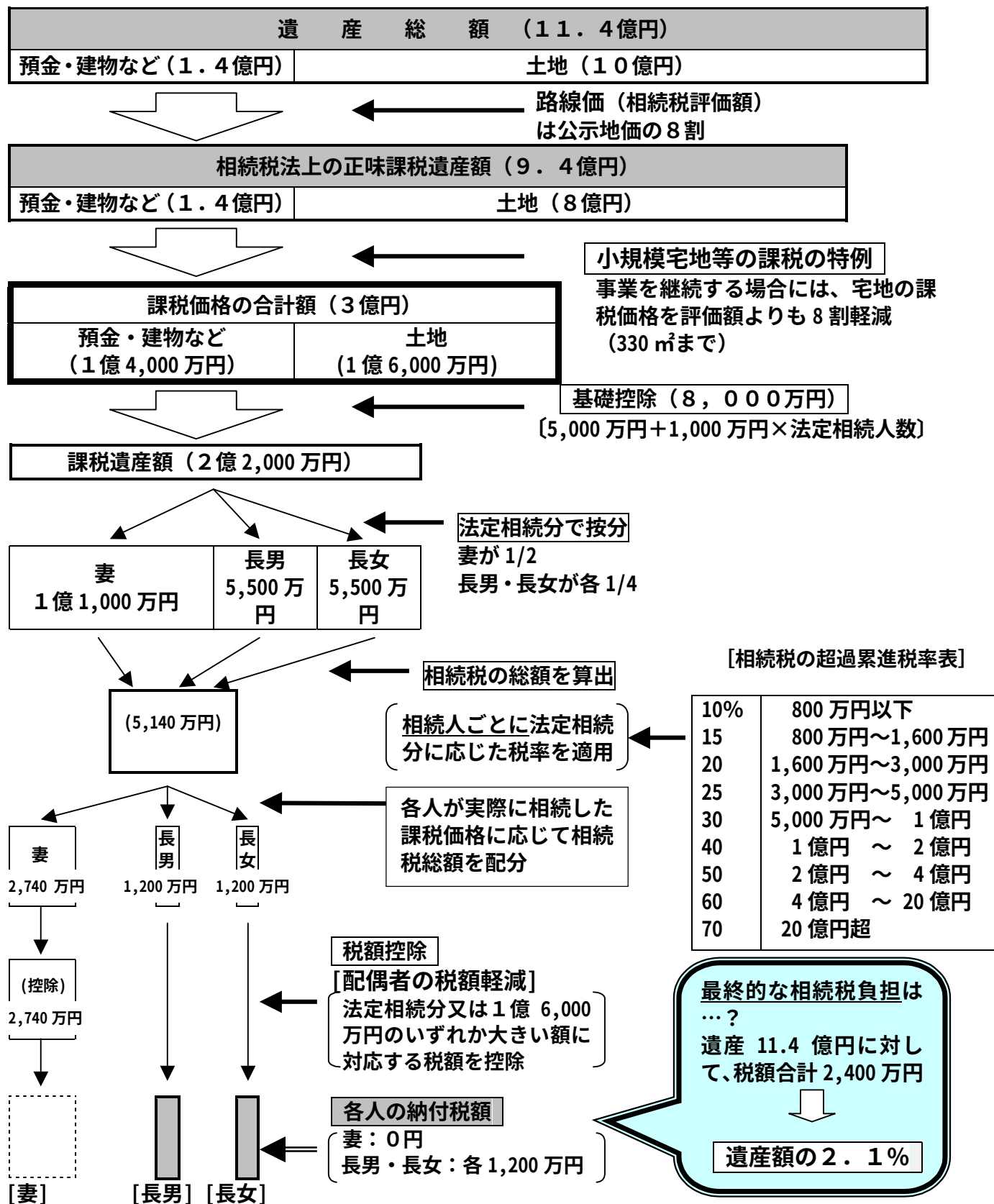
相続税の超過累進税率



相続税の実際の負担（個人で電器店を営むAさんのケース）

Aさんの場合

- 妻・長男と電器店を営んでいたAさんの遺産は、秋葉原駅付近にある店舗、銀行預金などあわせて11.4億円（このうち、土地（330㎡）が10億円）
- 残された家族（妻・子2人）は、妻が土地を、2人の子がその残りを相続し、店は妻と長男が続けていくことに

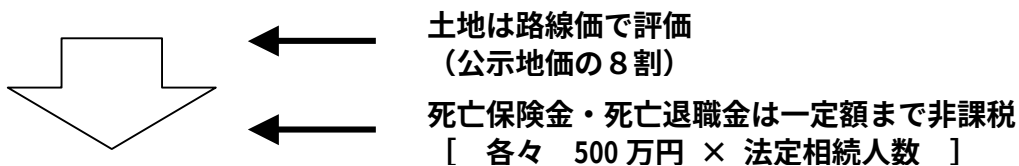


相続税の実際の負担（上場企業役員Bさんのケース）

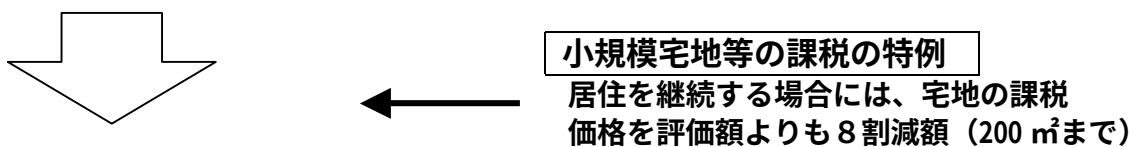
Bさんの場合

- 上場企業の役員Bさんの遺産は、家族（妻・子3人）と暮らしていた松涛にある自宅、銀行預金と死亡保険金などあわせて2億8,750万円（このうち、土地（200㎡）が1億8,750万円）
- 残された家族はこれまで通り自宅で生活することに

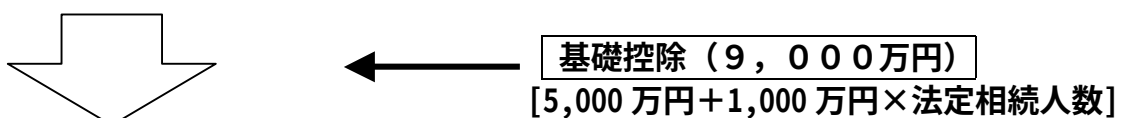
遺産総額（2億8,750万円＝約3億円）		
預金など（4,000万円）	土地（1億8,750万円）	死亡保険金（2,000万円） 死亡退職金（4,000万円）



相続税法上の正味課税遺産額（約2.1億円）		
預金など（4,000万円）	土地（1億5,000万円）	死亡退職金（2,000万円）



課税価格の合計額（9,000万円）		
預金など（4,000万円）	土地（3,000万円）	死亡退職金（2,000万円）



課税遺産額＝0

相続税は課税されない

相続税が課税される割合は…？

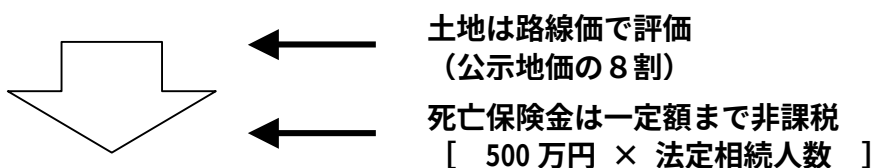
死亡者数100人に対して、
約5人（平成9年分）

相続税の実際の負担（個人で本屋を営むCさんのケース）

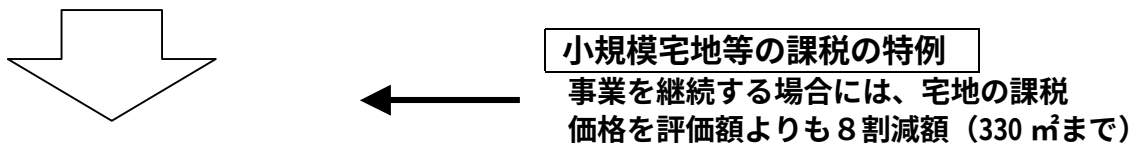
Cさんの場合

- 妻と2人で本屋を営んでいたCさんの遺産は、吉祥寺駅前にある店舗、銀行預金などあわせて約3億円（このうち、土地（230㎡）が約2億2,000万円）
- 残された家族（妻・子3人）で話し合った結果、妻が店舗を相続して、当面、一人で店を続け、中堅会社役員を務める長男をはじめ3人の子は残りの財産を相続

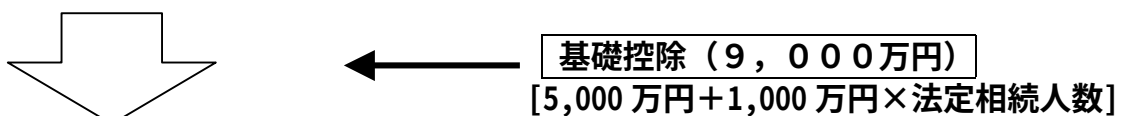
遺産総額（約3億円）		
預金・事業用資産など (2,000万円)	土地（2億1,875万円）	死亡保険金(5,500万円)



相続税法上の正味課税遺産額（約2.3億円）		
預金・事業用資産など (2,000万円)	土地（1億7,500万円）	死亡保険金 (3,500万円)



課税価格の合計額（9,000万円）		
預金・事業用資産など (2,000万円)	土地 (3,500万円)	死亡保険金 (3,500万円)



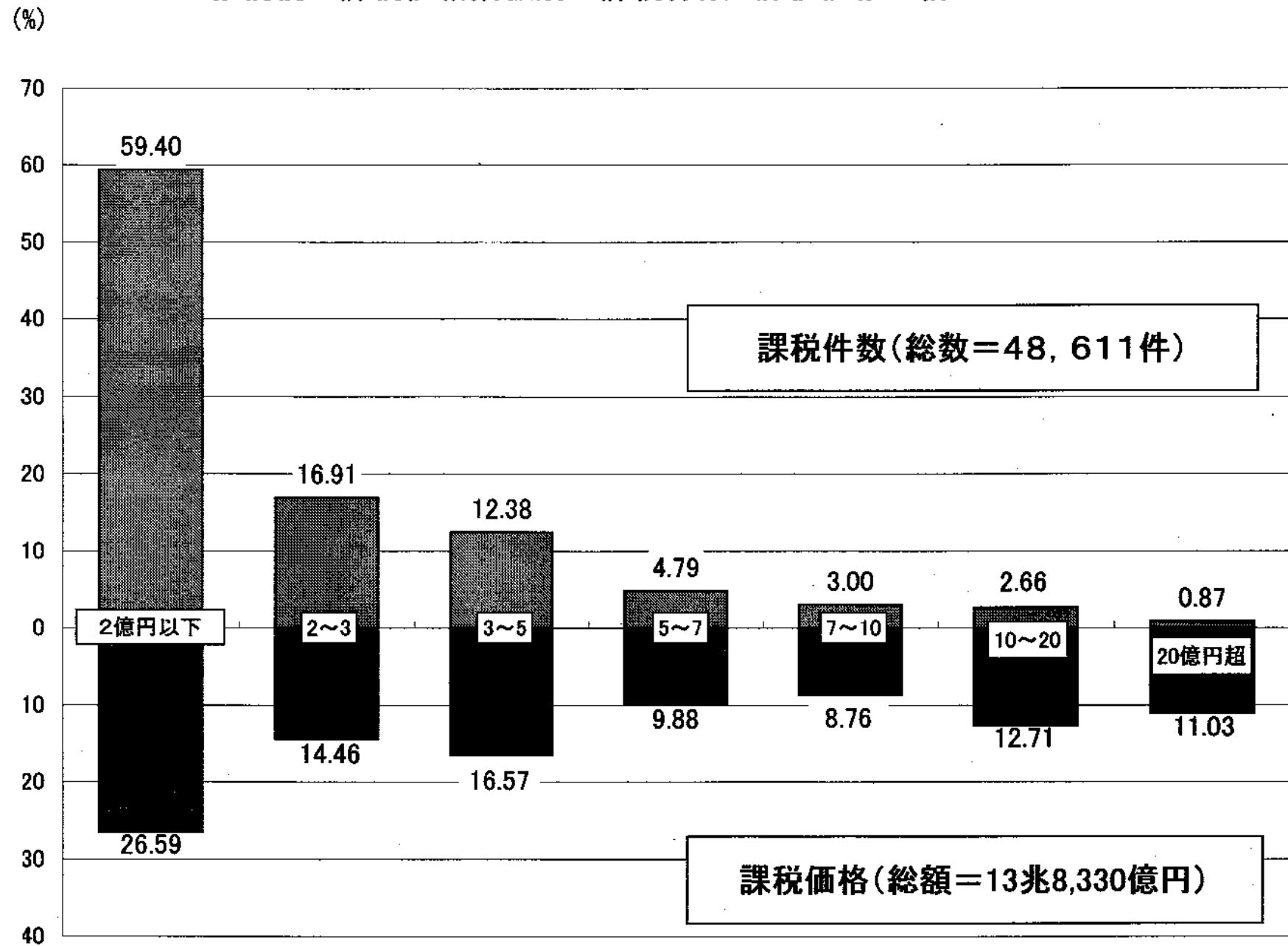
課税遺産額 = 0

相続税は課税されない

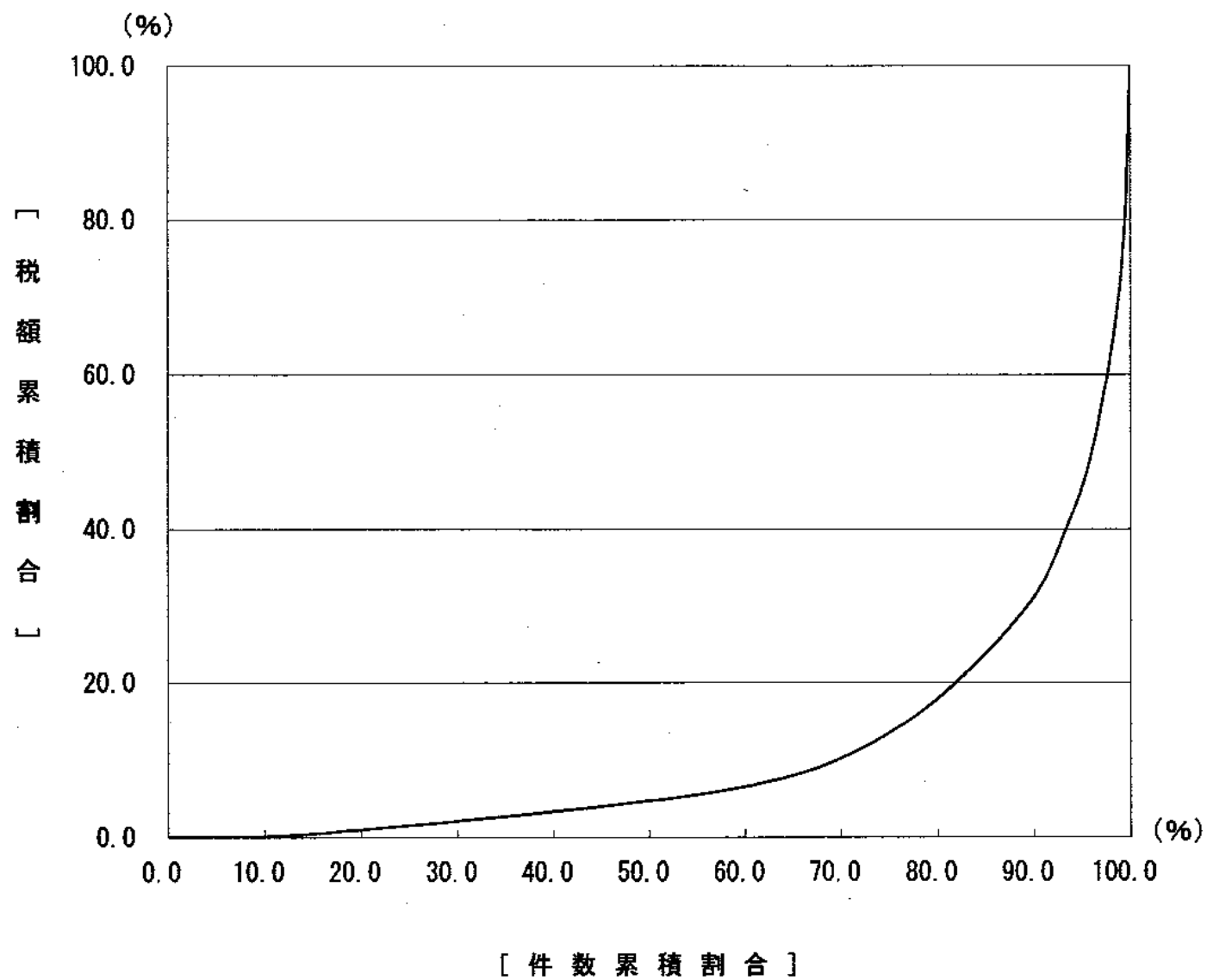
相続税が課税される割合は…？

死亡者数100人に対して、
約5人（平成9年分）

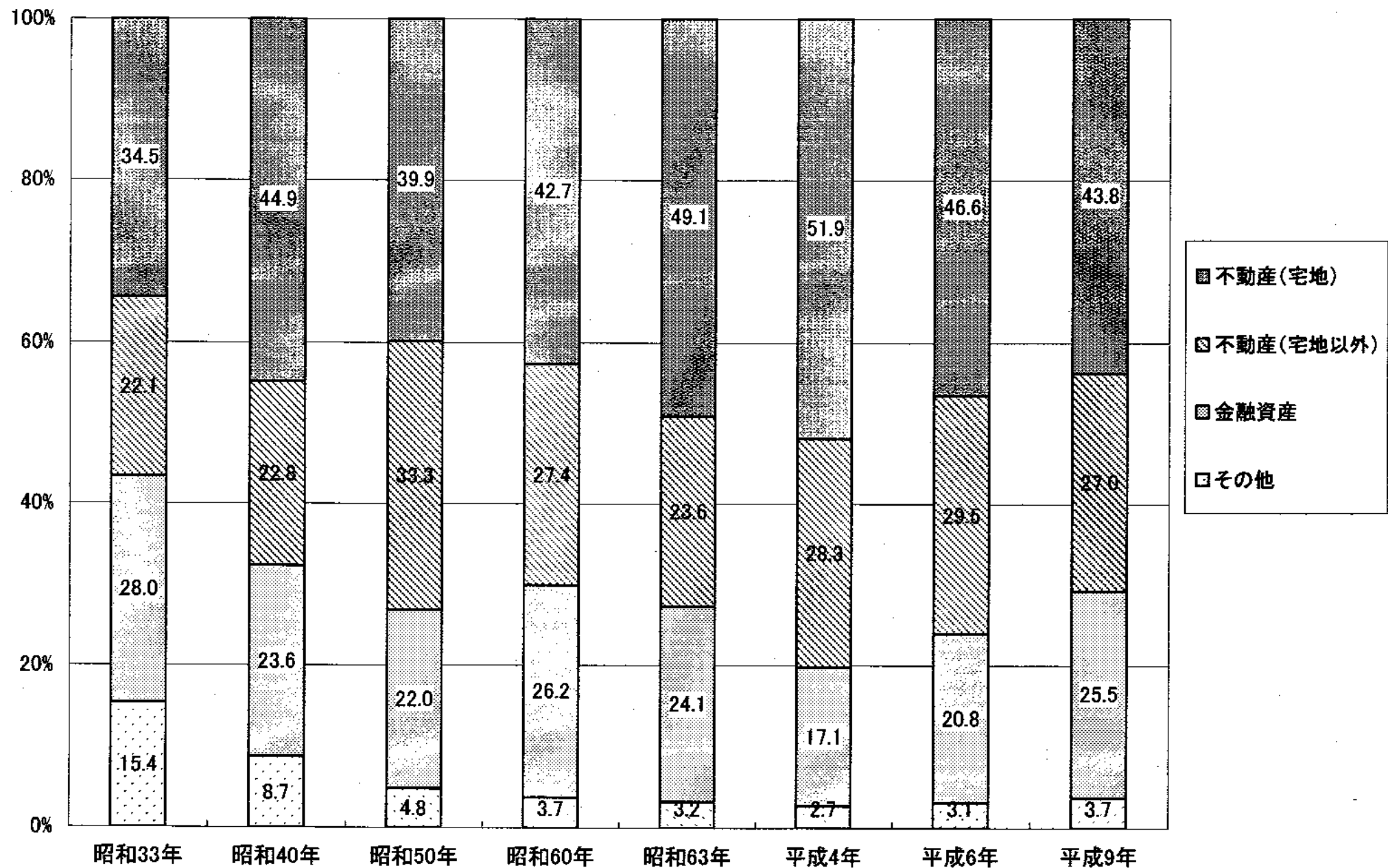
相続税の課税価格階級別の課税件数と課税価格の構成比(平成9年分)



相続税の課税件数と税額の累積割合(平成9年分)



相続税の財産種別構成割合



○ 相続税の主な改正

区 分	抜 本 改 正 前	抜本改正（昭和63年12月） （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正 （平成6年1月1日以降適用）
(1) 遺産に係る基礎控除 { 定額控除 法定相続人数比例控除	2,000 万円 400万円×法定相続人の数	4,000 万円 800万円×法定相続人の数	4,800 万円 950万円×法定相続人の数	5,000 万円 1,000万円×法定相続人の数
(2) 税 率	10% 200万円 以下 15" 500万円 " 20" 900万円 " 25" 1,500万円 " 30" 2,300万円 " 35" 3,300万円 " 40" 4,800万円 " 45" 7,000万円 " 50" 1億円 " 55" 1億 4,000万円 " 60" 1億 8,000万円 " 65" 2億 5,000万円 " 70" 5億円 " 75" 5億円 超 (14段階)	10% 400万円 以下 15" 800万円 " 20" 1,400万円 " 25" 2,300万円 " 30" 3,500万円 " 35" 5,000万円 " 40" 7,000万円 " 45" 1億円 " 50" 1億 5,000万円 " 55" 2億円 " 60" 2億 5,000万円 " 65" 5億円 " 70" 5億円 超 (13段階)	10% 700万円 以下 15" 1,400万円 " 20" 2,500万円 " 25" 4,000万円 " 30" 6,500万円 " 35" 1億円 " 40" 1億 5,000万円 " 45" 2億円 " 50" 2億 7,000万円 " 55" 3億 5,000万円 " 60" 4億 5,000万円 " 65" 10億円 " 70" 10億円 超 (13段階)	10% 800万円 以下 15" 1,600万円 " 20" 3,000万円 " 25" 5,000万円 " 30" 1億円 " 40" 2億円 " 50" 4億円 " 60" 20億円 " 70" 20億円 超 (9段階)
(3) 配偶者に対する相続税額の 軽減	遺産の2分の1又は4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	配偶者の法定相続分又は8,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除		配偶者の法定相続分又は1億6,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除
(4) 死亡保険金の非課税限度額	250万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(5) 死亡退職金の非課税限度額	200万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(6) 税額控除 { 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき12万円		

○ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の改正

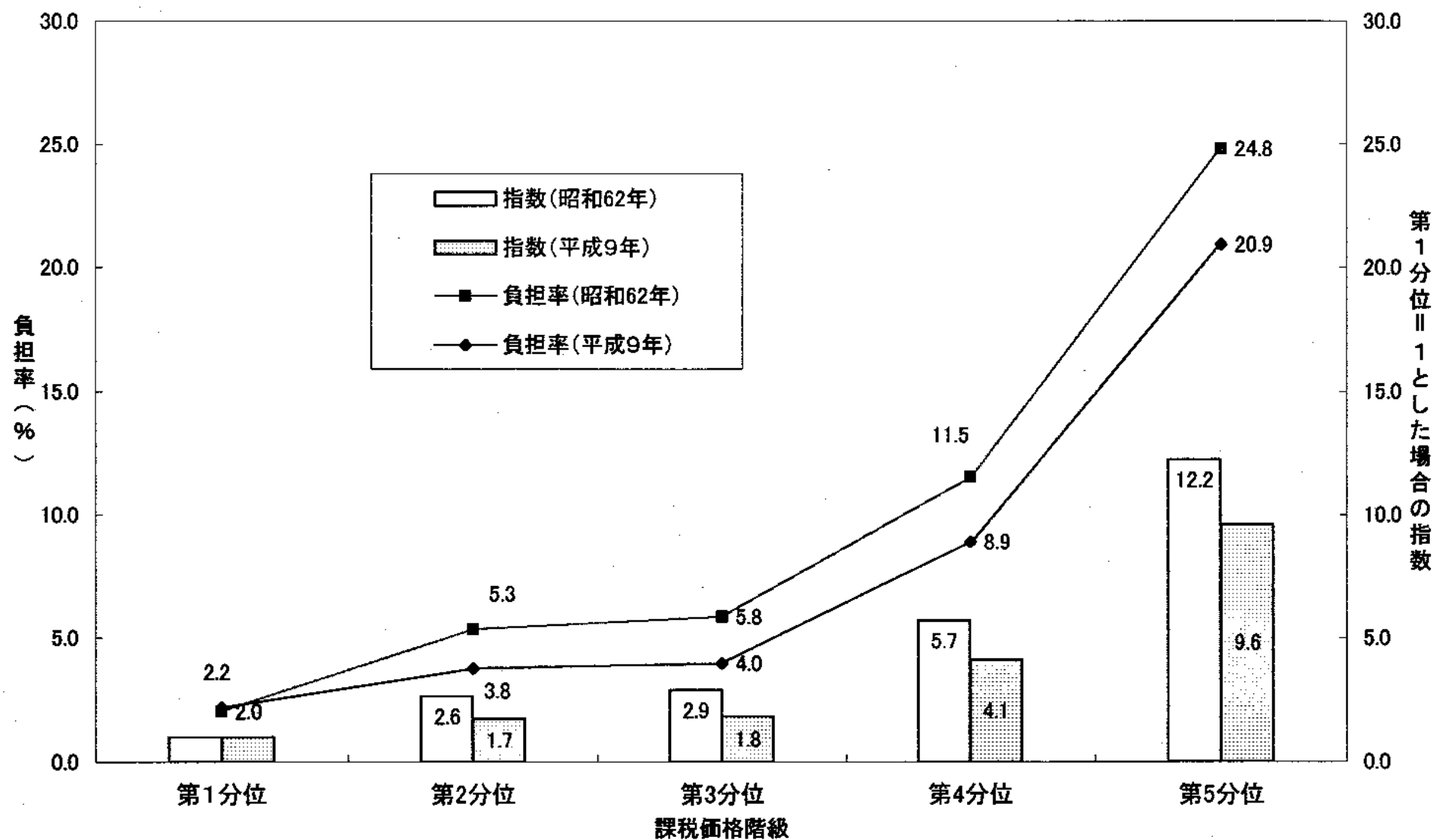
区 分	減 額	割	合
(1)居住又は事業の継続と いう要件を満たす事業 用宅地又は居住用宅地	事業用 40 % 居住用 30 %	60 % 50 %	70 % 60 %
(2)上記以外の事業用宅地 又は居住用宅地	事業用 40 % 居住用 30 %	60 % 50 %	70 % 60 %
(3)不動産貸付、駐車場用 宅地等	事業規模 40 % それ以外 40 %	60 % 0 %	70 % 0 %

○ 相続税の課税状況の推移

区 分 年 次	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数(a)	課税件数(b)	(b)／(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額(c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額(d)	被相続人 1人当たり 金額	(d)／(c)
	人	人	%	人	億円	千円	億円	千円	%
昭和62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	139,826	14,343	24,307	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	264,286	15,629	42,855	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	282,525	23,930	57,449	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	292,124	29,527	61,148	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	315,480	39,651	70,112	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	345,647	34,099	62,625	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	316,858	27,768	52,515	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	320,843	21,058	46,449	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	301,599	21,730	42,835	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	290,399	19,376	39,970	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	285,228	19,339	39,788	13.9

- (備 考) 1. 死亡者数は、「人口動態統計」(厚生省)による。
2. 課税件数等は、「国税庁統計年報書」による。
3. 相続税課税件数は、相続税の課税があった被相続人の件数である。
4. 納付税額には納税猶予額は含まない。
5. 被相続人1人当たり法定相続人数の計数は当初申告による人数である。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。

課税価格階級別の相続税負担率の比較(昭和62年と平成9年)



(注) 負担率 = 納付税額 / 課税価格 (基礎控除前・小規模宅地の課税価格の特例等適用後)

(資料) 各年の税務統計より、機械的方法により5分位に区分し試算

平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成10年12月16日〕
〔税制調査会〕

三 今後の検討課題・抜本的見直し

3 相続税

今回の個人所得課税の最高税率の引下げにあわせて、相続税についても、税率の引下げを検討すべきではないかとの意見もありました。

しかし、わが国では土地が相続財産の約7割を占めており、バブル経済期の地価高騰により税負担が増加したこと等から、3度にわたり減税が行われました。その後、地価が大幅に下落したため、税負担は相当程度緩和されています。さらに、相続税の問題は景気対策と直接関係がないことをも併せ考慮すれば、直ちに税率の見直しを行う必要はないと考えます。

相続税には、富の再配分を図るという機能があるほか、所得税の補完税としての役割があります。個人所得課税の負担軽減や累進構造のフラット化が進む中、このような相続税の役割をどう考えていくのかについて検討が必要です。

したがって、相続税については、今後、個人所得課税の抜本的見直しとの関連において、税率構造や課税ベース等について幅広く検討を行っていくことが適当と考えます。

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

平成11年12月16日

税制調査会

3 相続税

(1) 相続税については、当調査会としては、平成11年度答申において、相続税には富の再配分機能のほか、所得税の補完税としての役割があり、今後、個人所得課税の抜本的見直しとの関連において、税率構造や課税ベース等について幅広く検討を行うことが適当であるとの考え方を示しました。こうした考え方は、基本的に維持すべきものと考えます。

(2) 相続税に関しては、中小企業の事業承継の問題が議論されました。この問題については、事業の次世代への円滑な承継が事業者の経営意欲を高め、中小企業の活性化につながるのではないかという意見がある一方、事業承継に配慮することは、自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等を欠き、効率性を損なうこととなるのではないかとの意見がありました。また、事業承継を困難にしている要因は、相続税の問題ではなく民法の相続制度等の問題にあるのではないかなどの指摘もありました。

個人事業主の事業用の土地については、平成11年度税制改正において小規模宅地等の特例が拡充されたため、現在、事業承継の主な障害になっているのは取引相場のない株式の評価が高すぎることはないかとの意見がありました。

取引相場のない株式の評価については、これまでもその適正化に努めてきたところですが、経済社会の変化に応じて、より実態に即した適正な評価を行うとの考え方に基づいて見直すことが適当であると考えます。

(3) 相続税の最高税率については、個人所得課税の最高税率の引下げが行われたことなどから、これを速やかに引き下げるべきではないかとの意見がありました。

現行の相続税の最高税率は、個人所得課税の最高税率との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高い水準にあることにかんがみれば、これを引き下げる方向で考えていくことは適当と考えます。

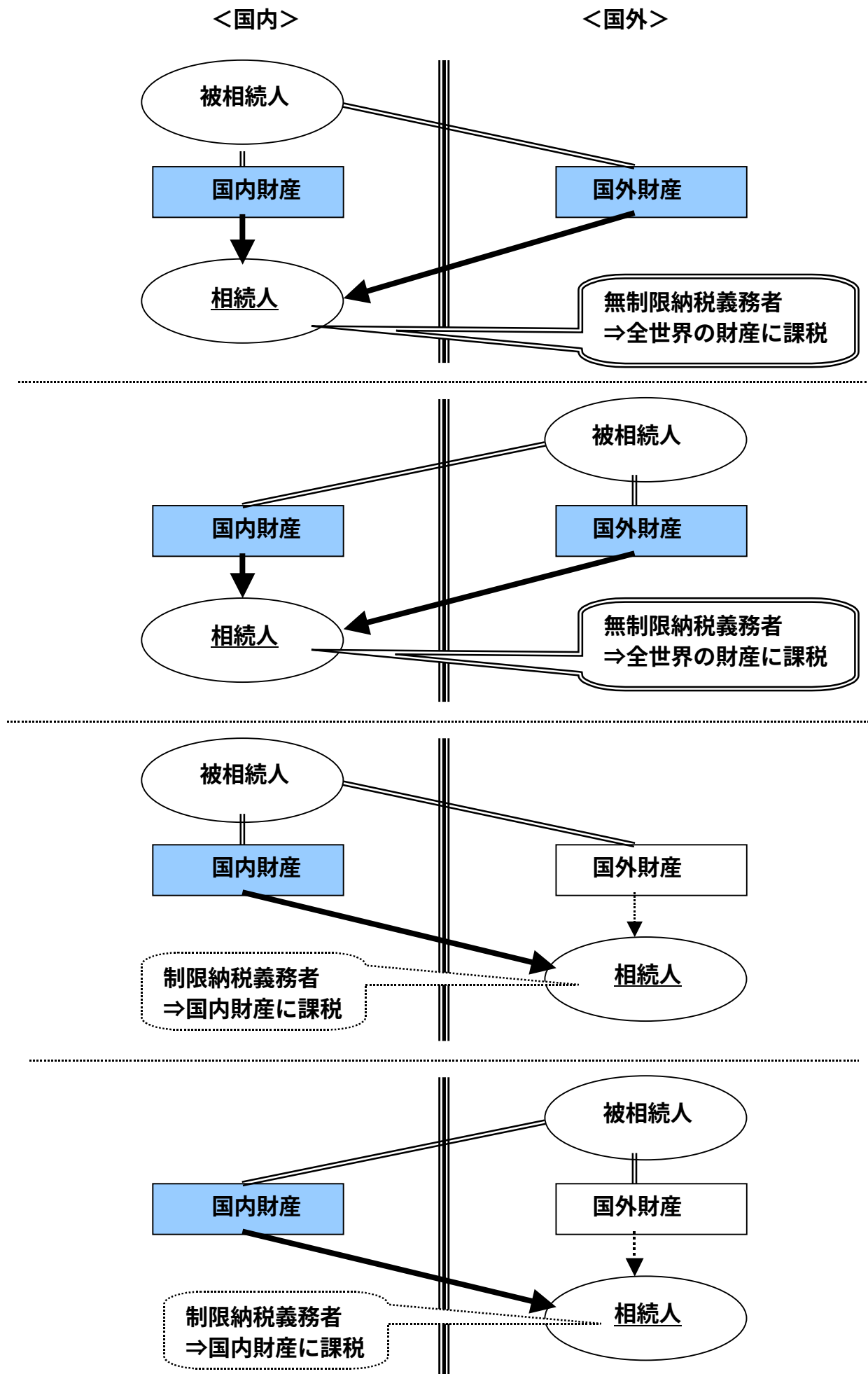
ただ、最高税率については課税ベース等とともに税率構造全体の見直しに際して検討することが適当であるとの考え方と、諸般の観点から最高税率に限っては

当面の措置として引き下げることが適当であるとの考え方とがありました。なお、最高税率の引下げについては、消極的な意見もありました。

相続税については、国際化などの経済社会状況の変化への対応も求められており、税制の信頼を高める観点から、海外への資産移転による租税回避行為の防止などについても必要な措置を検討する必要があります。

- (4) 今後、相続税についての全般的な見直しを行うに当たっては、ストック化の進展や同世代間の機会の平等といった観点を考慮すべきではないか、個人所得課税がフラット化する中で相続税の富の再配分機能を維持すべきではないかとの指摘がありました。

わが国における相続税の納税義務の範囲（12 年度改正前）



課税対象拡大の範囲（12年度改正後）

相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に住所あり	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			国外居住 5年以下	国外居住 5年超	
国内に住所あり		国内・国外財産ともに課税 （改正前どおり）	特別措置により	（改正前は 国内財産のみ）	国内財産のみ課税 （改正前どおり）
国内に住所なし	国外居住 5年以下		国外財産にも課税		
	国外居住 5年超				

（注）住所・国籍の有無、居住期間の計算は財産取得の時を基準とする。

部分が変更点